

令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業 公募要項
2022 Saga University International Exchange Support Program for Researchers

令和4年7月7日制定
佐賀大学国際交流推進センター

1. 趣旨

本事業は、海外協定校や研究機関等とのパートナーシップを一層強化するとともに、本学の研究者らの国際交流体制を構築し、研究者の国際交流を推進することを目的に実施する。

また、第4期中期計画目標を踏まえ、本学の国際的なプレゼンスを高め、学術研究の多様性等の強化に繋げることも目的とする。

2. 対象事業

令和4年度内に実施する本学研究者による主催又は海外の大学・研究機関等と共催する対面での研究者国際交流に、オンラインの手法も取り入れたハイブリッド方式による国際研究集会（国際会議、国際シンポジウム及び国際セミナー等）

3. 申請要件

- (1) 令和4年度中に本学が主催又は海外の大学・研究機関と共催する国際研究集会（国際会議、国際シンポジウム及び国際セミナー等）であること。
- (2) 事業の実施に当たり、オンラインによる手法を併せて実施するなど、研究者交流の一層の促進に寄与する手法をとること。

4. 事業責任者（申請者）

原則として、常勤教員とする。

5. 支援件数等

第1次募集では、以下の3つの区分に応じ、下記の件数の支援を行う。第2次募集の支援件数については、第1次募集での結果により数件程度の支援を予定している。

なお、異なる国際研究集会であれば、同一教員による複数回の申請を可能とする。ただし、1つの国際研究集会を複数の区分に重複申請することはできない。

A) 学術交流協定枠 採択件数4件 1件当たり25万円を上限

※大学間又は部局間学術交流協定を締結した海外の大学・研究機関等との研究活動に基づき、協定校と共催で開催する事業

B) 共同研究枠 採択件数2件 1件当たり25万円を上限

※海外の大学・研究機関等と行う具体的な課題に対する国際共同研究に基づき、相手校と共催で開催する事業

C) 一般枠 採択件数10件 1件当たり20万円を上限

※上記以外の事業

6. 支援内容

(1) 支援する経費は次のとおりとする。

- ① 謝金（招待講師等への謝金、必要最小限の学生（学部生・大学院生）への謝金）
- ② 旅費（招待講師等への旅費、本学教員等の海外渡航に伴う旅費）
- ③ 消耗品費
- ④ 会場借料費
- ⑤ 雑役務費

(2) 支援しない経費は次のとおりとする。

- ① 備品的消耗品（例えばPC、ノートパソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ、マイク、タブレット端末、電子辞書、その他機器類等）
- ② 備品（10万円以上）

7. 申請手続

支援を希望する者は、佐賀大学研究者国際交流支援事業申請書（様式1）を、国際交流推進センター長へ申請するものとする。なお、他の外部資金等に応募している場合は、その旨を明記することとし、採択された場合は、本事業との関連性を明確にし、速やかに国際交流推進センター長に対し申告を行うこと。

8. 申請書提出期限

第1次：令和4年 7月29日（金）締切

第2次：令和4年10月31日（月）締切

9. 選考

選考は、国立大学法人佐賀大学国際交流推進センター規則第14条で定められた国際交流事業の選考を行うための審査会における書面審査の上、国際交流推進センター運営委員会で審議、決定する。

10. 報告

事業責任者（申請者）は、事業終了後1カ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日に、佐賀大学研究者国際交流支援事業報告書（様式2）を国際交流推進センター長に提出しなければならない。また、参加者名簿（様式3）を報告書に添付すること。

また、報告内容は国際交流推進センターの事業報告書として国際交流推進センター年次報告書や書面等で公開する。

11. 広報について

事業責任者は、事業の実施前及び実施後に学内外に広く事業に関する広報を行うこととする。また、広報の際には、可能な限りポスターや資料等に、令和4年度佐賀大学研究者国際交流支援事業により、実施している旨を明記すること。

なお、事業成果等については、国際交流推進センターホームページにおいて発表を行うため、事業終了後すみやかに、国際交流推進センター長あて国際研究集会の写真や広報用の記事等を提出すること。

12. 留意事項

- (1) 本支援事業の公募前に実施・終了した国際研究集会であっても、申請要件を満たせば申請の対象となる。
- (2) 令和4年度国際交流推進センター予算の状況によっては、全額又は一部支援できない場合がある。
- (3) 事業の実施にあたって、事業責任者は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を徹底し、参加者は本学が定める佐賀大学の活動制限指針の指示等に従うこと。

13. 審査基準

- (1) 審査にあたっては、以下の①から③の観点を基準とする。
 - ① 国際研究集会を実施しなければならない必要性が明らかであり、国際研究集会を通して、

研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、研究者が交流することの意義が明らかであること。【交流の意義】

② 博士号取得前の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】

③ 計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

(2) 審査にあたっては、(1)の観点に加え以下の点も考慮する。

① 経費の額と用途が適切であること。

② 多くの研究者が交流できるよう工夫された国際研究集会であること。

③ 開催地が妥当であること。

④ 研究者交流の場となるようプラットフォームになり得ること。